

商工会報

さくほ

令和3年2月1日発行

— No.31 —

佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1
Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541
URL <http://www.sakuho.or.jp/>
E-mail info@sakuho.or.jp
会員数:316名(令和3年1月31日現在)



ホームページ



青年部 facebook

今号の内容 年頭のご挨拶／小規模事業者持続化補助金／新入会員紹介／税務署からのお知らせ／他



(商工会青年部によるどんど焼きの様子)

どんど焼き

令和3年1月10日に天神橋南東千曲川河川敷で商工会青年部による“どんど焼き”が行われました。今年はコロナの影響で中止を余儀なくされた地区もありましたが、開催を熱望する地域の皆様の声と「コロナに勝つ」という青年部員の熱い思いから、規模を縮小しながらではございますが開催に至りました。

当日は参加した青年部員総出で正月飾りを回収するため町内を巡回しました。今年はお焚き上げ方式での点火となり、例年とはひと味違うどんど焼きとなりました。どんど焼きの炎は勢いよく燃え上がり、参加者一同今年一年の招福をお祈りしました。

年頭のごあいさつ



佐久穂町商工会

会長 由井 正隆

皆様あけましておめでとございませう。年末年始は快晴に恵まれ穏やかなお正月を迎えられたことと思ひます。佐久穂町商工会、昨年中は会員の皆様に大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

昨年はコロナに始まりコロナで終わった一年でした。コロナ禍においては業種業態による程度差はあるものの、未知で見えない新型コロナウイルスとの戦いに、全ての皆様が苦しめられたことと思ひます。特に被害の大きかった皆様にはお見舞ひ申し上げます。本年は三月頃より医療関係者を皮切りに順次ワクチン接種が開始されますので、早期にコロナの脅威が緩和されるよう期待し、願うところではあります。

会とせざるを得ませんでした。誠に不本意な一年でしたが、会員の皆様にご迷惑をおかけしました事をお詫び申し上げます。本年の状況も不透明で先が見えませんが、客観情勢が許せば早期に正常化したいと考えております。

昨年来、商工会の職員は台風十九号で被災された会員さんや、コロナ禍により売り上げ減少に苦しむ会員さんからの相談に追われ救済の一助となる経営支援金や持続化補助金等の活用にも真剣に取り組んでおります。会員さんに寄り添う伴走型支援に全力で取り組んでおりますので、遠慮なく商工会に相談してください。

本年は年明け早々東京・神奈川県・埼玉・千葉で緊急事態宣言が再度発令される事態となりましたが、ワクチン接種が始まることもありコロナ禍からの脱却に挑戦する年になります。又、コロナを契機とした世の中の激変に目を向けなければなりません。生活・文化・経

済あらゆる分野で構造改革が起きるかもしれません。地球温暖化にストップをかけるパリ協定から離脱したトランプ前大統領が負け、勝者のバイデン新大統領がいち早くパリ協定への復帰を表明しました。地球温暖化の進行に歯止めをかけることは、世界中の皆様の望むことと思ひます。近年の豪雨災害の頻発は温暖化の影響と思わざるを得ません。中国では二〇三〇年にガソリン車をやめてEV車に変えるとか、二〇三〇年代にガソリン車をHV車やEV車に変え、二〇五〇年には温暖化ガス排出量を実質ゼロにすると言ひました。世界を見渡すと百二十九国が日本と同様に二〇五〇宣言をしているようです。地球温暖化ガスの排出を制限し、温暖化に歯止めをかけるためには産業界では明暗様々な影響があります。ビジネスチャンスも多々あると思ひますので、注視したいと思ひます。

本年は五年ですが、コロナに負けない免疫力の高い体を鍛え、世の中での激変に耐えられる企業体力を高めることが重要と考えます。佐久穂町商工会では会員の皆様とタッグを組んで、慌てず辛抱強く牛歩のごとく一歩一歩前進したいと思ひます。佐久穂町商工会の利便をよろしくお願ひいたします。

確定申告の準備はお早めに 個別相談会のお知らせ

令和2年分確定申告の準備はお済みでしょうか。例年この時期は多くの相談者が訪れ、商工会事務所は大変混雑いたします。皆様にご迷惑をおかけしないためにも、商工会に確定申告等の税務に関するご相談をされる場合は、関係書類をお早めに提出いただきますようお願いいたします。また、申告相談で商工会にお出かけの際は電話等でご予約していただきますよう重ねてお願ひいたします。

- 所得税・贈与税の申告期限は、**3月15日(月)**までです。
- 消費税・地方消費税の申告期限は、**3月31日(水)**までです。

税理士による無料納税相談会を、下記のとおり開催いたします。お気軽にご相談ください。

2月18日(木)	10 - 16時	輿水 博 税理士	商工会本所
2月25日(木)		佐塚 重人 税理士	
3月 4日(木)		三浦 一郎 税理士	

※ご不明な点は佐久穂町商工会までお問い合わせください。

小規模事業者持続化補助金を活用して

STWorks
井出 博満

昨年、取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた為、当事業所でも受注の停止とサプライチェーンの分断による国外からの材料調達の遅延が発生しました。対策すべく靴木型切削機を購入したものの急な対応だった為、当初は機械の設置設備が無い状況でした。その為、小規模事業者持続化補助金を活用させて頂き設備工事を実施致しました。初めての制度活用で、分からない事ばかりでしたが、佐久穂町商工会職員皆様方から親身になってご指導、ご助言頂きました事により無事採択へと至りました。

具体的な設備工事としては、購入した機械の搬入場所が車庫だった為、機械稼働に伴う三相の電気・電圧工事と、隣接する車に対して防音対策、木粉の散布対策の壁設置工事を実施致しました。工事実施前は製品の生産において作業の一部を外部業



井出さんのシューツリー製作工房の外観

者へ委託しており、外注先の都合もあり木材の選定が出来ていませんでしたが、現在では木材選定も可能になり、納期の短縮に繋がりました。そして製品が内製化出来る様になった事により顧客への柔軟な対応が実現可能となりました。木材選定が出来る様になり、幅が広がった為、顧客よりさらなる挑戦的な木材選定を期待する声を頂戴しております。まだまだ微力ですが今は地産の木材を使用した製品作りを研究し、価値創造を行っていきたくと考えています。

まだまだ見通しがつかず、一昨年の災害に続き感染症の災禍の中、皆様におかれましては大変なご苦労をされている事とお見舞い申し上げます。私も「ポツと出」の事業主なので同じ「ポツと出」のウイルスには負けたくないと思っております。

最後になりますが、一日も早く皆様に平穏な生活が戻りますよう心よりお祈り申し上げます。

小規模事業者持続化補助金

佐久穂町商工会では随時、小規模事業者持続化補助金申請の相談を受け付けています!!年に3回、通年で募集をしています。さらに佐久穂町では**町独自の持続化補助金も交付しています!!** 新型コロナウイルスによる経営への打撃は計り知れないものがありますが、鎮静化後を見据えて再建する為の計画を立てましょう!!

小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン変更等)の取り組みを支援するため、それに要する**経費の2/3を補助(補助上限額50万円)**します。

さらに、佐久穂町では上記の補助対象事業の**自己負担分の1/2(補助上限額12万5千円)を町が独自に補助**します。国、町の補助金を合わせると、**最大で税抜総額75万円の事業の内、62万5千円が補助金で賄えることとなります。**

＜補助対象経費と差引自己負担額の計算例＞

①補助対象経費 (税抜き)	②国補助金 ①×2/3 上限50万円	③自己負担 ①-②	④町補助金 ③×1/2 上限12万5千円	⑤差引自己負担 ③-④
600,000円の場合	400,000円	200,000円	100,000円	100,000円
750,000円の場合	上限500,000円	250,000円	上限125,000円	125,000円
900,000円の場合	上限500,000円	400,000円	上限125,000円	275,000円

補助金の申請には商工会の助言などを受けて作成した経営計画書や補助事業計画書が必要です。補助金の採否については、それらの計画書の内容が審査されます。

「計画書なんてどうやって作るの?」という方も、まずは販路開拓のためにやりたいことを見つけてチャレンジしてみてください。専門家や経営指導員が作成のお手伝いをします。

- ☆新型コロナウイルスによる経営上の影響(従業員等の罹患による直接的な影響、感染症に起因した売り上げ減少による間接的な影響)を受けながらも販路開拓に取り組む事業者には、計画書の審査において政策加点があります。
- ☆産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」(具体的には「佐久穂町創業塾」を受講して創業計画書を作成することなど)を受けた小規模事業者については補助上限額が100万円に引き上げられます。

★補助金対象となる取り組みのイメージ(商店や飲食店で想定される取り組み例)

- ①**広告宣伝**
 - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布する
 - ・自社ホームページを開設する
- ②**集客力を高めるための店舗改装**
 - ・幅広い年代層の集客を図るため店舗のユニバーサルデザイン化を図る
 - ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りこたつにする等により、幅広い年代層の集客を図る
- ③**商談会・展示会への出席**
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出席する
- ④**商品パッケージや包装紙・ラッピングのデザインを一新する**
 - ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新する

補助対象者 (小規模事業者)	● 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)
	常時使用する従業員の数5人以下
	● サービス業のうち宿泊業・娯楽業
常時使用する従業員の数20人以下	
	● 製造業その他
	常時使用する従業員の数20人以下

補助対象経費
(1)機械装置等費 (2)広報費 (3)展示会等出展費 (4)旅費 (5)開発費 (6)資料購入費 (7)雑役務費 (8)借料 (9)専門家謝金 (10)専門家族費 (11)設備処分費 (12)委託費 (13)外注費

商工会の受付締切と今後の予定
第5回: 令和3年5月下旬(予定)
第6回: 令和3年9月下旬(予定)
第7回: 令和4年1月下旬(予定)
第8回: 令和4年5月下旬(予定)
第9回: 令和4年9月下旬(予定)
第10回: 令和5年1月下旬(予定)[最終]

新入会員紹介

カレー屋ヒゲめがね

皆さま、はじめまして。二〇二〇年六月十七日、東町商店街の一角に開店させて頂きました『カレー屋ヒゲめがね』の豊田と申します。この度、佐久穂町商工会に入会させて頂くことになりました。皆様どうぞ宜しくお願いします。

二〇一八年一年間の育休を取得中に自然豊かな環境への短期移住を計画、知人の紹介もあり佐久穂町にご縁を頂くことに。そんな短期移住中に偶然出会ったのが開校前の大日向小。体験スクールに参加した息子のイキキと楽しそうな顔に衝撃を受け、こんな学校に通わせてあげたい、佐久穂町の自然豊かな環境で育つ子供たちを見てみたい、と思うように。

想いは募り、二〇一九年大日向小学校の開校に合わせて佐久平に移住。子供がノビノビと楽しむ姿を垣間見る中で、大人だって、もっと自分らしく生きて良いのではないかと思い至り、十七年間勤めていたハウス食品を卒業一念発起して佐久穂町にカレー屋を開業するに至りました。

カレー屋ヒゲめがねで提供するのは、前職ハウス食品時代『スパイスマスタ

ー(ハウス社内資格)』として活躍していた時の知見を活かし、佐久穂町産のお野菜をふんだんに使った、唯一無二のスパイスカレー。玉ねぎの水分だけでホロホロになるまで煮込んだ辛口の「パキスタンカレー」、クローブとカルダモンの香味が癖になる「ギーマカレー」、スパイスとヨーグルトに漬け込んだチキンが香ばしい「バターチキンカレー」の三種類に加え、その時々で気分で作る一期一会の「キマグレカレー」をお楽しみ頂ければと思います。ご縁を頂きました佐久穂町の皆さまに、ヒゲめがねならではのスパイスカレーで、美味しいの笑顔をお届けできるように、これからも精進して参ります。

(豊田陽介)



店名と看板のイラストは文字通りヒゲとめがねが特徴の店主の風貌が由来

■カレー屋ヒゲめがね

長野県南佐久郡
佐久穂町大字高野町
2950-8

【営業日】

イトイン：火・水・土
11:30～15:00

テイクアウト：金
11:00～13:00
16:00～19:00

※営業日は変更になる場合がございます。
最新情報はホームページでご確認ください。

URL
<https://higemeganecurry.com/>

ひすいそば専門店 かわせみ

「ひすいそば専門店 かわせみ」の池と申します。

令和二年十一月三十日に羽黒下駅前創業、開店いたしました。創業に際しては、令和元年に佐久穂町商工会主催の「創業塾」に参加させて頂きました。その後も色々ご指導いただき、一年以上を費やし、やっと開業にいたしました。その節は大変お世話になり、ありがとうございました。

当店は、佐久穂町大日向産の玄蕎麦「長野S08」を佐久穂町そば組合で製粉したそば粉100%で、そば粉以外使わず手打ちした「十割・信州ひすいそば」を提供する、手打ちそば屋で、夫婦二人で切り盛りしています。

現在東御市在住ですが、両親の実家は佐久穂町、南佐久です。まだまだ不慣れた土地ですが、地元佐久穂町、南佐久の特色を生かし、地元食材、製品をできるだけ取り入れた店を目指しています。皆様には末永くご指導、ご提案いただけたら幸いです。コロナ禍のこのタイミングでの開業となり、心配事は山積みですが、お客様に愛される店づくりに日々精進してまいります。強いては、佐久穂町が推進する「信州ひすいそばの里 佐久穂町」実現のための一翼を担えればと考えております。

何卒宜しくお願いいたします。
当店をご利用の際はぜひご感想をお聞かせください。
Mail: hstsb-kawasemi@wakwak.com
(小池 司)

サンダース麦

自然化粧品「サンダース・ペリー化粧品」を四十二年間伝えております。

当初、車が事務所代わりでしたが、代理店昇格に伴い、お客様と一緒に仕事をすする仲間が集う場所として佐久穂町役場近くに事務所を構え二十六年おりました。現在は一軒家サロンに移り四年目を迎えます。

この商品は、一九四七年にイギリスで十三歳の少年が姉へのプレゼントとして果物や野菜、庭のハーブなどを使いキッチンで作ったクリームからスタート。七十年以上受け継がれている化粧品です。日本には一九七四年に上陸しました。現在は日本で製造されていますが、誕生当時と変わらぬ手作り製法で生み出されています。

植物の力とエッセンシャルオイルの香りで肌と心を癒してくれるこの化粧品は、からだ(肌)にとって「安心・安全」なモノを求めていた私にはまさに探していた商品。この出会いに感謝しております。

四十年以上続けていますと、お客様

とも自然と長いお付き合いに。今では三世代、四世代と家族で愛用していただいている方が多く、今後も次世代へこの商品をつなげていきたいという想いで続けております。

また、この商品の原料となっている植物が育つ環境を守るための活動(空き容器を回収し、リサイクルを推進するなど)にも取り組んでおります。

今後ともよろしくお願いたします。
(友野 かつ江)

嶋崎果樹園

この度、新たに入会しました海瀬新田の嶋崎敏彦と申します。

プルーナー・りんご栽培に取り組み、早くも五年が過ぎましたが、元々は両親が農業一筋で築いてきた基盤を引き継いだものです。

現在は、妻と二人でやれる範囲で頑張っておりますが、天候に左右される部分が多く、日々忙しく過ぎております。

商工会とのおつきあいは、私が佐久穂町農産物直売所の会長を務めていた時に、二年間お世話になっております。町内の、あらゆる分野で活躍されている皆さんと接することができ、大いに刺激を受けました。

直接の入会のきっかけは青色申告に取り組みたいと面識のあった商工会事

務局長さんに相談したところ、青色申告会と合わせて商工会への入会も勧められたことにあります。

しかし、新春賀詞交歓会等で多くの皆さんと交流できることに魅力を感じておりますし、入会を判断した大きな理由でもありました。

昨年は、コロナ禍の影響で貴重な機会が中止となったことは、大変残念でした。コロナ禍の早い終息を願うものです。

今後共よろしくお願いたします。
(嶋崎 敏彦)

友野 誠

本年度より、佐久穂町商工会に入会しました友野誠です。野沢菜の栽培をしております、主に漬物屋さんへ出荷しております。

新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の減少で、長野県の名物である野沢菜漬けも土産物としての需要が低下している状況です。

そんな中、商工会の無料経営相談会で中小企業診断士の先生から、新たなお取引先をご紹介いただきました。来年からは作付けを増やして対応していきたいと考えております。

会員の皆様方には今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願いたします。

(友野 誠)

ジュエリー工房 「囲 GURURITO」

東町商店街の旧あさかわ洋品店にて、この春ジュエリー工房「囲 GURURITO」をOPENします。私は創業五十年になるジュエリー会社を都内で経営しています。昨年四月、子供の大日向小学校入学に伴い、家族と共に移住しました。東京で一一緒に仕事をしていた夫婦二人(平野卓、平野末希)が、私の「佐久穂町で新しいコンセプトの工房を作りたい」という想いと呼びかけに賛同し、昨年十二月に移住してきました。そして、昨年未より、東京では体験したことのない寒さの中で三人で試行錯誤をしながら工房づくりをスタートしています。



歴史ある東町商店街で、また新たな歴史が刻まれる



ワークショップのイメージ

「囲 GURURITO」では、お客様自身にジュエリー作りを体験していただく、ワークショップ型のサービスを予定しています。カップルの方に結婚指輪やペアジュエリー、記念日のプレゼントに出来るアンバーサリージュエリー、親子で体験出来るアクセサリー作りなどを、職人と一緒に本格的な彫金の工具を使って数時間かけてお作りいただくことが出来ます。

また、外国人観光客や短期留学生、仕事を引退したミドル層や、連休や夏冬休み向けレジャーとして、佐久穂地域の魅力的な宿泊施設や飲食施設、アクティビティを提供していらつしやる皆様と協力して、数日から数週間の短期の滞在型アクティビティも、近い

将来提供したいと思っています。また、その発展した形としての世界初の「ジュエリーーツーリズム」事業を構想しています。

まずスタートは、自分たちで出来る限り手作りで工房をスタートさせて、工房と駐車場を利用して、地域の皆さんと移住者仲間を繋ぐ交流の機会作り、定期的にサンデーマーケット(朝市)や、不用品の交換イベント、大切なものを直して使う修理イベントなど、じっくりと一歩一歩、商店街に人が集まるきっかけとなるような場づくりをしていきたいと思っていますので、是非皆様にご協力、ご指導をいただけたら嬉しいと思っています。

(藤森 隆)

お食事処 しらかば

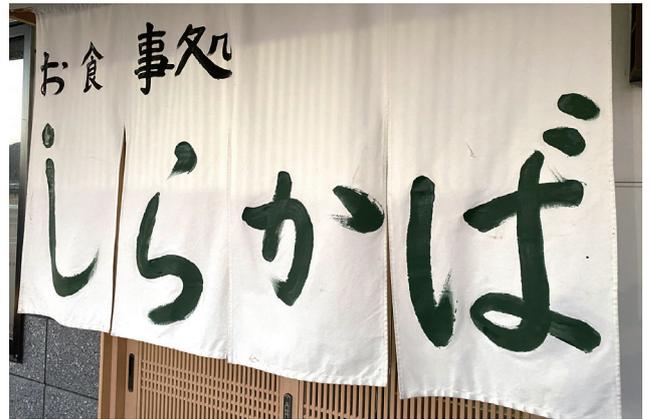
この度、新たに佐久穂町商工会に入会させて頂きました。平成十八年八月にお食事処しらかばをオープンしました。

地域の方々とのふれ合いが出来る様になって来ていた所でしたが、再びコロナ禍の新たな波が到来し、皆様とふれ合う機会が減ってしまい残念に思います。

昨年に引き続き今年も大変な時ではありますが、頑張りて行きたいと思っています。改めてよろしくお願ひ致します。



店内は広く家族連れにも対応



店舗入口には立派なのれんが掲げられている

ます。

(渡辺 利幸)

【医療費控除を適用される方へ】

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は 5 年間保存する必要があります。

【公的年金等を受給されている方へ

～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときは、所得税の確定申告を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除などの適用を受ける場合には、確定申告の提出が必要となります。

所得税の還付を受ける場合は、2月15日以前でも申告を受け付けていますので、早めに申告をお願いします。

税務署からの
重要なお知らせ



令和2年分の
所得税確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!

平成30年度税制改正での主な変更点は、次のとおりです。

◆改正1 個人の方の所得税について

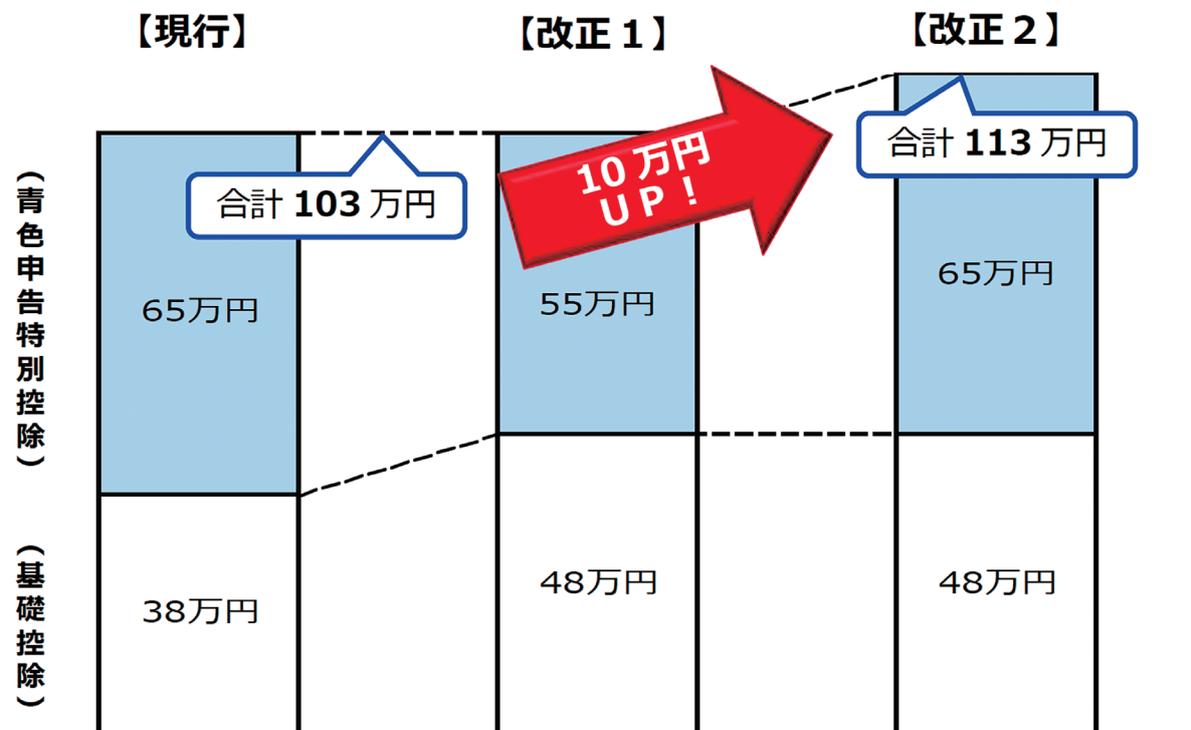
- ・青色申告特別控除額が変わります！(現行 65万円⇒改正後 55万円)
- ・基礎控除額が変わります！(現行 38万円⇒改正後 48万円)

↓ 更に

◆改正2 「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！

※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。



- 10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。
- 改正2の適用を受けるための要件等は、裏面でご紹介していますのでご覧ください！

65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時期	令和元年分 確定申告まで	令和2年分 確定申告から
特別控除の要件 65万円の青色申告	(1) 正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2) 申告書に貸借対照表と 損益計算書などを添付 (3) 期限内申告	改正前と同じ + <div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;"> ① e-Tax による申告 (電子申告) 又は ② 電子帳簿保存 </div>

① e-Tax による申告 (電子申告) とは...

- e-Tax とは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。
- 改正後、65万円の青色申告特別控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出 (送信) する必要があります。**
 なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書・青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で提出 (送信) することもできます。
- ※ 1 ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。
- ※ 2 税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを e-Tax で送信することはできないため、65万円の青色申告特別控除は受けられません。

e-Tax のご利用の流れは、

- 1 **マイナンバーカードを取得!**
- 2 **ICカードリーダライタ又はスマートフォンを用意!**
 ※ マイナンバーカードの読み取りに対応した IC カードリーダライタ又はスマートフォンが必要となります。
- 3 **国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ**
 確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、送信します。



② 電子帳簿保存とは...

- 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに**申請書を税務署に提出する必要があります。**
 ※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- 改正後の65万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)」でご確認ください。